

挑戦! まつだマイスター検定

①養蚕業 ②郵送業 ③金融業 ④印刷業
明治36年に足柄上郡で農家の約80%が行っていたある産業とは何でしょうか。(答えは6面)

新型コロナウイルス感染症総合対策 **生活・経済支援事業** **新型コロナウイルス感染症対策として町が実施している支援制度や新たに実施予定の制度をお知らせします。ぜひ各種制度をご活用ください。**

国民健康保険税減免制度のご案内 **新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少した世帯は、申請により、国民健康保険税が減免される場合があります。**
 問 町民課 国保年金係 ☎(83)1225

- 【対象世帯】**
- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方
 - (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件をいずれも満たす世帯
 - ア 主たる生計維持者の事業収入などが前年と比較して30%以上減少していること
 - イ 前年の主たる生計維持者の総所得金額等の合計が1,000万円以下であること
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入など以外の前年所得が400万円以下であること

【申請方法】
 ご自身が減免の対象になるか、町民課国保年金係までお問い合わせください。
 その後の手続きは、町公式サイトから申請書類をダウンロード後印刷し、必要事項を記入、押印し、ご予約の上お越しください。なお、郵送による申請も受け付けます。また、申請には減免事由を確認できる書類などが必要です。詳しくは、町公式サイトをご覧ください。

- 【適用期間】**
 令和2年2月以降の納期分(令和元年10期分)から令和2年度末
- 【減免額】**
- (1)に該当する世帯…全額免除
 - (2)に該当する世帯…対象保険税額(A×B/C)×減免割合(D)
 - ・対象保険税額 (A×B/C)
 - A: この世帯の被保険者全員について算定した保険税額
 - B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年所得額(複数ある場合はその合計額)
 - C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者およびこの世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額
 - ・減免割合(D)

前年の合計所得金額	減免割合	前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10	750万円以下	10分の4
400万円以下	10分の8	1,000万円以下	10分の2
550万円以下	10分の6		

※事業などの廃止や失業の場合は10分の10

中小企業・小規模事業者等家賃補助金 **申請締切 3月1日(月)まで**

国が行う家賃支援給付金の対象とならない中小企業・小規模事業者を対象として、事務所などの家賃の一部を補助します。

【条件】

- 町内で令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思のあるもの
- 法人の場合
令和2年4月1日時点で資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下であること
※賃貸人が役員である場合は対象外
- 個人事業主の場合
個人事業主として開業を届け出ており、町内で3年以上事業を営んでいるもの ※賃貸人が配偶者または一親等以内の親族である場合は対象外
- 令和2年5月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満の範囲内で減少した月があるもの

【補助金の額】 月額家賃の3分の1(上限5万円)の2か月分

【申請方法】
 町公式サイトまたは窓口にある申請書に必要な書類を添えて3月1日(月)までに町役場1階観光経済課窓口へ(郵送も可)
 問 観光経済課 商工農林係 ☎(83)1228

リモートコミュニケーション環境推進助成金事業

感染症予防のため、外出を控えている方が、家庭にいながら離れて暮らす家族などとのコミュニケーションや、リモートワークをする際に必要な機器購入費の一部を助成します。

申請方法などの詳細は、町公式サイトをご確認いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。

【対象者】 機器購入時に町内に住所があり、機器の主な利用場所が町内で次に該当する方

- ・町税などを滞納していない方(同一世帯の方を含む)
- ・暴力団関係者などでない方

【助成額】 機器購入費の2分の1(上限3万円)

【助成対象機器】

- ・ウェブカメラ
- ・パソコン(カメラ付きに限る)
- ・タブレット端末(カメラ付きに限る)
- ・スマートフォン(カメラ付きに限る)

※その他、ウェブカメラ内蔵型モニターなど本制度の目的に合致すると町が認める機器


問 福祉課 福祉推進係 ☎(83)1226

インフルエンザ予防接種はお済みですか?

インフルエンザは新型コロナウイルス感染症と症状が似ていることから、早期診断のためにも広くインフルエンザ予防接種を受けていただくことを目的に、インフルエンザ予防接種費用の助成事業を実施しています。接種期限が迫っていますので、接種を検討されている方は、お早めに医療機関にご予約ください。

接種期限 令和3年2月28日(日)

【生後6か月～64歳の方】
 自己負担金の一部助成を行っています。詳細は、町公式サイトまたは下記までお問い合わせください。
 ※満65歳以上の方は無料で接種できます
 申請期限 令和3年3月12日(金)
 問 子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544



要確認 **新型コロナウイルスワクチン接種について**

新型コロナウイルス感染症のワクチンにつきまして、町では、町民の皆さまへのワクチン接種を円滑に実施するため、国、県をはじめ、関係機関との調整を図りながら、接種体制の整備を進めています。ワクチン接種の実施に関する詳細が国から示され次第、町民の皆さまには、広報や町公式サイトなどを通して、順次情報をお知らせしていきます。

問 子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544